

東京都水道局渇水対応指針

1 目的

この指針は、渇水時において都民生活や都市活動への水不足による給水上の影響を最小限に抑え、かつ、給水の公平を図るために、東京都水道局（以下「当局」という。）が対応すべき基本的事項について定めるものである。

2 基本方針

渇水時における対応は、下記事項を基本とする。

- (1) 利根川水系において、取水制限の協議が開始された場合は、総務部総務課の指示の下、直ちに渇水対応に向けた準備を整えるとともに、取水制限の強化が行われる場合も想定しつつ給水制限の必要性について検討を開始する。
- (2) 当局は、利根川水系において取水制限が実施されることとなったときは、水道局長を本部長とする東京都水道局渇水対策本部（以下「局本部」という。）を設置する。また、取水制限に伴い、給水制限を実施する場合は、知事を本部長とする東京都渇水対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。これらの本部が設置された後は、当該本部において渇水への対応を決定し、実施していく。
- (3) 渇水による都民生活や都市活動への影響を最小限にとどめ、公平な給水を確保するため、合理的な水運用による水源の有効活用を図る。
- (4) 渇水状況に応じた対応を、表－１を目安に行うとともに、これに必要な体制を整える。
- (5) 都民に対して渇水状況に係るきめ細かな情報を適時適切に提供するとともに、節水要請等について、都民の理解と協力が得られるよう、必要な施策を講じる。
- (6) 給水制限時に、断水、減水及び濁水により緊急に給水する必要がある場合、これらに対応できるよう応急給水態勢を整える。

3 原水運用と給水計画

- (1) 渇水時には、各取水地点において取水可能量の範囲で可能な限り最大取水に努める。
- (2) 原水運用では、多摩川水系貯水量の温存を図ることを基本とする。渇水状況により、原水連絡管を活用して多摩川水系の原水を効果的に活用し、給水への影響を可能な限り抑えるものとする。
- (3) 渇水状況によっては給水制限の措置を講じる。給水制限は表－２を目安とする減圧給水により行う。
- (4) その他必要に応じ、次の施策を実施する。
 - ア 排水作業を伴う管工事等の延期
 - イ 水運用に影響する工事調整
 - ウ 人工降雨装置の稼働
 - エ 多摩地区地下水の活用
 - オ 雨水・再生水の活用促進

- カ 浄水薬品の確保
- キ 水質監視態勢の強化
- ク 未統合市への分水対応
- ケ 非常災害用井戸活用の要請
- コ 国（自衛隊含む。）、他都市水道事業体への応急給水応援要請

4 報道対応

- （１）当局が行う報道機関への発表（都庁記者クラブ等）のほか、報道機関への協力、パブリシティ活動等を適時適切に行う。
- （２）渇水に係る情報連絡、都民要望等を集中的、一元的に処理するため、必要に応じて情報連絡室を設置する。

5 節水広報等

渇水のおそれがある際には、水使用の抑制など節水に対する都民の理解と協力を得ていくため、広報活動を都民、行政機関、企業及び各種団体等に対して行う。

- （１）サービス推進部は広報・広聴活動の実施を統括する。
- （２）広報活動は、表－１に掲げる取水制限及び給水制限の段階に応じ、渇水状況、都の施策、都民への要請内容等について、適切な時期に最も効果的な広報媒体を活用して実施する。広報活動の手段等は、表－３を基本とする。
- （３）渇水時における都民の要望等を的確に把握し、各種施策に反映させるよう、広聴活動を併せて実施する。

6 応急給水

- （１）応急給水は、次の場合に行う。
 - ア 断水の発生及び長時間にわたる濁水の発生があった場合
 - イ 病院等から応急給水の要請があった場合
 - ウ その他、水の緊急確保が不可欠な場合
- （２）応急給水の実施は、原則として、車両輸送により行い、状況に応じ柔軟に対応できるよう、態勢を強化する。

7 行動マニュアルの整備

この指針に基づく各渇水対応策は、表－４を基本とし、所管部において具体的な行動マニュアルを整備するものとする。

附則（平成４年１０月１日）

この指針は、局長が別に定める日から施行する。

附則（平成２０年４月１日付１９水総総第１３９１号）

この指針は、平成２０年４月１日から施行する。

附則（平成２９年６月３０日付２９水総総第３７８号）

この指針は、平成２９年７月１日から施行する。

附則（令和３年１２月２８日付３水総総第８１５号）

この指針は、令和４年１月４日から施行する。

附則（令和６年８月２１日付６水総総第５３６号）

この指針は、令和６年８月２１日から施行する。

表－１ 第２関係（渇水状況とその対策）

・取水制限開始前に水源状況や需要動向に基づき給水制限の必要性や見通しの検討を開始

利根川水系の 取水制限	対 策			
	原水運用	給水制限※	節水目標※	備 考
10%	渇水状況に応じ、原水連絡管を活用して多摩川水系の原水を効果的に活用	原則として 実施しない	5%	「東京都水道局渇水対策本部」設置
20%			10%	
30%		減圧給水 12時間 又は 減圧給水 24時間	10～15%	給水制限を実施する場合は、「東京都渇水対策本部」設置
40%				

※給水制限の実施及び節水目標値の設定については、需要動向や水源状況等を踏まえて検討し、東京都水道局渇水対策本部において判断

表－２ 第３関係（給水制限方法）

減圧時間	水圧	実施方法
12時間 (23～6時、13～18時)	最大減圧幅0.05MPaかつ最低水圧下限値0.17MPa	配水ポンプ運転による圧力調整により実施 必要に応じて、圧力の平準化を目的とした制水弁操作を実施
24時間	最大減圧幅0.05MPaかつ最低水圧下限値0.15MPa	

表－3 第5関係（節水広報）

段 階		渇対協関係 ～取水制限開始前	取水制限10%	取水制限20%	取水制限30%～40%			
					給水制限なし(取水制限30%)	給水制限なし(取水制限40%)	減圧給水12時間	減圧給水24時間
節水目標		節水呼びかけ	5%	10%	10%～15%			
都民への節水要請（広報）	マスメディア等	1 SNS(局公式X)、局公式HP	渇対協の情報発信や必要に応じて節水の呼びかけ		都民への情報提供及び節水の呼びかけについて掲載・配信			
		2 東京都水道局アプリ			都民への情報提供及び節水の呼びかけについてお知らせ			
		3 東京都提供番組、東京都広報媒体(都HP、都公式LINE等)	関係所管局と事前調整開始		都民への情報提供及び節水の呼びかけについて発信			
		4 電光掲示板、街頭ビジョン、トレインチャンネル等	関係機関等と事前調整開始		節水の呼びかけについて発信			
		5 報道機関からの取材			取材に対する協力			
	団体・多量使用者等への要請	6 官公署(国、都、区市町)への要請		節水ビラ(青版)配布			節水ビラ(赤版)配布	
		7 大口使用者(月3,000㎡以上)への要請	大口使用者節水目標10% 節水ビラ(青版)配布	大口使用者節水目標15% 節水要請文書配布			大口使用者節水目標15% 節水ビラ(赤版)配布	
		8 用水型企業団体、管工事組合、指定事業者への節水要請		節水ビラ(青版)配布			節水ビラ(赤版)配布	
						広報車による訪問要請		
	ステッカー等	9 節水ステッカー、ポスター	局内貼付	青版の配布・貼付			赤版の配布・貼付	
		10 節水シール			窓口配布、区市町等(子供向け施設)に配布			
		11 懸垂幕、車両用ステッカー、工事用ステッカー		青版の掲出・貼付			赤版の掲出・貼付	
	街頭広報	12 広報車によるPR			広報車にて節水呼びかけ			
		13 防災行政無線			区市町に節水呼びかけを依頼			
		14 パネル節水ビデオ			イベント等において節水の呼びかけの掲示・放映			

※取水制限20%以下で給水制限を行う際は、適宜取水制限30%以上の対応を準用する。

表－4（第7関係） 各渇水対応策

No.	対応策	渇対協開催～ 取水制限開始前	渇 水 時 対 応						主管部署
			取水制限 10%	取水制限 20%	取水制限30%～40%				
					給水制限なし (取水制限30%)	給水制限なし (取水制限40%)	減圧給水12時間	減圧給水24時間	
1	水道水源ダム貯水池の運用(多摩川系)	●	●	●	●	●	●	●	浄水部浄水課
2	排水作業を伴う管工事等の延期	○	○	○	○	○	●	●	給水部配水課
3	水運用に影響する工事調整	●	●	●	●	●	●	●	浄水部浄水課
4	人工降雨装置の稼働	●	●	●	●	●	●	●	浄水部浄水課
5	多摩地区地下水の活用	●	●	●	●	●	●	●	多摩水調整部技術指導課
6	雨水・再生水の活用促進	●	●	●	●	●	●	●	総務部施設計画課
7	浄水薬品の確保	●	●	●	●	●	●	●	浄水部浄水課
8	水質監視態勢の強化	○	●	●	●	●	●	●	浄水部浄水課 多摩水調整部技術指導課
9	節水要請	●	●	●	●	●	●	●	サービス推進部サービス推進課
10	多量使用者等への要請	○	●	●	●	●	●	●	サービス推進部業務課
11	庁舎の水使用抑制	○	●	●	●	●	●	●	総務部総務課
12	未統合市への分水対応	○	●	●	●	●	●	●	多摩水調整部経営改善課
13	非常災害用井戸活用の要請	○	○	○	●	●	●	●	総務部総務課
14	給水制限	○	○	○	○	○	●	●	給水部配水課
15	応急給水	○	○	○	○	○	●	●	サービス推進部管理課
16	国(自衛隊含む。)、他都市水道事業体への応急給水応援要請	○	○	○	○	○	○	●	総務部総務課

○:準備段階、●:実施段階